

○静岡県汚染土壌適正処理指導要綱

平成22年2月26日

告示第139号

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱を次のように定める。

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策に関する法令に規定するもののほか、汚染土壌の処理に関し必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)をいう。
- (2) 省令 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)をいう。
- (3) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (4) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (5) 汚染土壌処理業許可 法第22条第1項又は法第23条第1項に規定する許可をいう。
- (6) 事前協議者 汚染土壌処理業許可を申請しようとしている者をいう。
- (7) 周辺住民 汚染土壌処理施設の設置の場所をその区域に含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)及び当該自治会等に隣接する自治会等の住民をいう。

(県の責務)

第3条 県は、汚染土壌の適正な処理を推進するために、事前協議者に対し、この要綱に基づき適切な指導及び助言を行うものとする。

(事前協議前に実施すべき事項)

第4条 事前協議者は、第6条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)の前に、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 汚染土壌処理施設の設置の場所を管轄する市町の長と協議が必要な場合には、その協議を実施し、その市町の土地利用に関する計画に適合している旨の書面を受領すること。
- (2) 周辺住民に対し、汚染土壌処理施設の設置についての説明会を行うとともに、その

実施状況について記録しておくこと。

(基準)

第5条 汚染土壌処理施設の設置又は変更の基準は、土壌汚染対策に関する法令に規定するもののほか、別表のとおりとする。

(事前協議の実施)

第6条 事前協議者は、汚染土壌処理業許可の申請の着手する前に、様式第1号による書面(以下「事前協議書」という。)により知事に協議しなければならない。

2 事前協議書は、前条の基準に従って作成しなければならない。この場合において、知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。

3 事前協議書には、次に掲げるものを添付するものとし、その提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

- (1) 省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面
- (2) 第4条第1号に規定する書面
- (3) 第4条第2号の規定により実施した説明会の記録
- (4) 様式第2号による書面

(現地調査)

第7条 知事は、事前協議を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(関係市町の長の意見聴取等)

第8条 知事は、事前協議を受けたときは、事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を汚染土壌処理施設の設置の場所を管轄する市又は町(以下「関係市町」という。)の長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

2 前項の意見を述べるに当たり、関係市町の長は、事前協議者に対し説明を求めることができる。

(管轄健康福祉センター所長への送付)

第9条 知事は、事前協議を受けたときは、事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を汚染土壌処理施設の設置の場所を静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長(以下「管轄健康福祉センター所長」という。)に送付するものとする。

(変更等の指示等)

第10条 知事は、事前協議書の内容を審査し、必要があると認めるときは、事前協議者に

対し、当該事前協議書に記載された事項についての変更等の指示(以下「審査指示」という。)を行うものとする。

- 2 知事は、審査に当たり、必要事項について専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、審査指示を行ったときには、その旨を関係市町の長に通知するものとする。
- 4 事前協議者は、審査指示を受けたときは、審査指示に対する措置に係る関係者との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。
- 5 事前協議者は、審査指示に対する措置を講じ、その結果について、様式第3号による書面(以下「措置報告書」という。)により知事に報告しなければならない。
- 6 前項に規定する措置報告書の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。
- 7 知事は、第5項に規定する措置報告書の提出があったときは、措置報告書の副本を関係市町の長及び管轄健康福祉センター所長に送付するものとする。
- 8 知事は、措置報告書の内容を審査して、審査指示をした事項が是正されていないと認めるときは、再度審査指示をするものとする。
- 9 事前協議者が審査指示を受けた日から2年を経過しても措置報告書を提出しないときは、事前協議を取り下げたものとみなす。ただし、措置報告書を提出しないことについて事前協議者の責めに帰することのできない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(事業説明会の開催等)

第11条 事前協議者は、周辺住民に対し、事前協議書の記載事項を周知させるための説明会(以下「事業説明会」という。)を開催しなければならない。

- 2 事前協議者は、前項に規定する事業説明会を開催したときは、出席者の数、説明内容、質疑応答の概要その他の実施状況について記録するものとする。

(見解書の作成等)

第12条 事前協議者は、前条第1項の事業説明会において周辺住民から意見が出されたときは、当該意見及び当該意見に対する事前協議者の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する見解書の提出があったときは、関係市町の長に通知し意見を求めるものとする。

(事前協議書の記載事項の変更)

第13条 事前協議者は、第6条第1項の規定により事前協議書を提出した後、事前協議が終了するまでの間に、当該事前協議書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4号による書面(以下「記載事項変更書」という。)を知事に提出しなければならない。

い。

- 2 前項に規定する記載事項変更書の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。
- 3 第7条から前条までの規定は、第1項の規定による変更について準用する。ただし、第8条及び前2条の規定は、知事が不要と認めるものについては、準用しない。

(事前協議の中止)

第14条 事前協議者は、第6条第1項の規定により事前協議書を提出した後、事前協議が終了するまでの間に当該事前協議書に係る汚染土壌処理業許可の申請をしないこととしたときには、速やかにその旨を記載した様式第5号による書面(以下「取下げ届出書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する取下げ届出書の提出があったときは、関係市町の長及び管轄健康福祉センター所長に通知するものとする。

(事前協議の終了通知)

第15条 知事は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書を、事前協議者、関係市町の長及び管轄健康福祉センター所長に送付するものとする。

(事前協議の終了通知の受領等)

第16条 事前協議者は、汚染土壌処理業許可の申請の着手する前に、前条の事前協議終了通知書を受領していなければならない。

- 2 事前協議者は、前条の事前協議終了通知書を受領した日から2年を経過しても汚染土壌処理業許可の申請の申請の申請の手続をしなかったときは、当該申請をする前に改めて第4条及び第6条に規定する申請の手続(以下「事前協議申請」という。)を行わなければならない。ただし、改めて事前協議申請を行う必要がないと知事が認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第17条 この要綱の規定は、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市の区域については、適用しない。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成21年10月22日において法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理を業として行っている者が、同日後引き続きその業を行おうとする場合における当該業に係る汚染土壌処理業の許可を申請する場合については、この要綱の規定は適用しない。

附 則(平成27年3月27日告示第209号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、様式第2号の改正(「、幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。)は平成27年4月1日から、別表の改正及び様式第2号の改正(「鳥獣保護及び狩猟の適正に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。)は平成27年5月29日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日告示第279号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和6年3月12日告示第169号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表

1 立地に係ること

(1) 次の区域は、設置の場所から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。

- ア 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の原生自然環境保全地域
- イ 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第13条第1項の特別地区
- ウ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の特別地域
- エ 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項の特別地域
- オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の特別保護地区
- カ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の風致地区
- キ 砂防法(明治30年法律第29号)第2条に基づき国土交通大臣の指定を受けた土地(指定予定地を含む。)
- ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の海岸保全区域
- コ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- サ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の保安林

(2) 次の点に十分留意すること。

- ア 上水道、簡易水道等の水源に影響を及ぼすおそれがないこと。
- イ 河川、湖沼等及び地下水の汚濁により生活環境に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に影響を及ぼすおそれがないこと。
- エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等により生活環境に影響を及ぼすおそれがないこと。
- オ 地すべり等の災害を発生させるおそれがないこと。
- カ 汚染土壌を搬入し、又は搬出する車両に係る交通事故が発生するおそれがないこと。

2 環境に係ること

周囲の環境を把握し、他法令による規制の状況を確認すること。

3 構造に係ること

汚染土壌処理施設のうち埋立処理施設については、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成4年静岡県告示第965号)第15条第3号に掲げる基準に準ずること。

様式第1号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

汚染土壌処理業許可事前協議書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

汚染土壌処理業の許可を受けたいので、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第6条第1項の規定により、次のとおり協議します。

事前協議者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類の		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業許可を受けている場合は許可を与えた都道府県知事名(政令で定める市にあつては市長名)及び許可番号 (申請中の場合は申請年月日)		
連絡先	担当者名	
	電話番号	

事前調査報告書

年 月 日作成

調査項目	備考
<p>1 計画地の状況</p> <p>(1) 計画地の地形状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山砂・砂利等を採取したくぼ地 ・自然のくぼ地 ・その他のくぼ地 ・平坦地 ・傾斜地 ・山間地(山林) ・丘陵地 ・低湿地 ・沢状地 ・その他() <p>(注)写真を添付すること。</p>	
<p>(2) 現状の使用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地 ・宅地 ・山林 ・その他() <p>(注)地図を添付し、図面上に記載すること。</p>	
<p>(3) 公有地(国、県有地等)、水路等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(県、市町)有財産 有・無 有の場合、その現況 () ・共有地、共有水路 有・無 () <p>(注)地図を添付し、図面上に記載すること。</p>	
<p>(4) 地質の分布状況</p>	

<p>(注)地質図を添付すること。</p>													
<p>(5) 湧水の状況</p> <p>(注)地図を添付し、図面上に記載すること。</p>													
<p>2 周辺の状況</p> <p>(1) 周辺の地形状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦地 ・傾斜地 ・山間地(山林) ・丘陵地 ・低湿地 ・沢状地 ・その他() <p>(注)写真を添付すること。</p>													
<p>(2) 周辺の使用状況(500m以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地 ・宅地 ・山林 ・その他() <p>(注)地図を添付し、図面上に記載すること。</p>													
<p>(3) 人家、学校等の公共施設の状況</p> <p>ア 計画地周辺の人家等の数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">50m以内</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>50～100m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>100～200m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>200～300m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>300～500m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> </table> <p>イ 住宅、店舗及びこれに準ずる建物の敷地境界の至近距離 m</p> <p>ウ 学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームとの至近距離 m</p>	50m以内	戸	50～100m	戸	100～200m	戸	200～300m	戸	300～500m	戸	計	戸	
50m以内	戸												
50～100m	戸												
100～200m	戸												
200～300m	戸												
300～500m	戸												
計	戸												

<p>エ 宅地開発予定地からの距離 m (500m以内になければ、なし)</p> <p>オ 土地区画整理事業の予定区域からの距離 m (500m以内になければ、なし)</p> <p>カ 指定文化財及び埋蔵文化財の有無 有・無 (500m以内)</p>	
<p>(4) 水道水源の有無、井水の使用状況等水源使用の状況</p> <p>ア 水源の有無(5km以内) 有・無</p> <p>有の場合</p> <p>名称</p> <p>位置</p> <p>種類</p> <p>水位</p> <p>利水範囲</p> <p>計画地からの距離 m</p>	
<p>イ 飲料用井戸、共同井戸を利用している戸数、水位</p> <p>50m以内 戸 水位 m～ m</p>	
<p>50～100m 戸 水位 m～ m</p> <p>100～200m 戸 水位 m～ m</p> <p>200～300m 戸 水位 m～ m</p> <p>300～500m 戸 水位 m～ m</p>	
<p>(5) 地下水、河川の状況</p> <p>ア 農業用井戸、工業用井戸の有無(500m以内) 有・無</p> <p>有の場合</p> <p>名称</p> <p>位置</p> <p>種類</p> <p>水位</p> <p>計画地からの距離 m</p> <p>利用地域</p>	
<p>イ 農業用水、工業用水としての河川、湖沼等の利用状況</p>	

農業用水利用地域() 採水先名称() 工業用水利用地域() 採水先名称()	
(6) 使用予定道路の使用状況、交通安全施設等の状況 ア 使用予定道路 県道 路線名() 幅員 (m) 交通量(台/日) 市町道 路線名() 幅員 (m) 交通量(台/日) 赤道 幅員 (m) 農道 幅員 (m) 私道 幅員 (m)	
イ 交通安全施設等の状況	
3 災害の状況	
(1) 過去の地滑りの状況	
(2) 過去の土砂崩れの状況	

4 他法令の規制状況

法令	規制等の有無	規制等の内容	手続の進行状況	規制の確認、手続指導を受けた官公庁
自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)				
静岡県自然環境保全 条例 (昭和48年条例第9号)				
自然公園法 (昭和32年法律第161号)				
静岡県立自然公園条				

例 (昭和36年条例第53号)				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)				
砂防法 (明治30年法律第29号)				
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)				
海岸法 (昭和31年法律第101号)				
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)				
森林法 (昭和26年法律第249号)				
農地法 (昭和27年法律第229号)				
道路法 (昭和27年法律第180号)				
河川法 (昭和39年法律第167号)				
国有財産法 (昭和23年法律第73号)				

号)				
採石法 (昭和25年法律第291号)				
砂利採取法 (昭和43年法律第74号)				
建築基準法 (昭和25年法律第201号)				
国土利用計画法 (昭和49年法律第92号)				
文化財保護法 (昭和25年法律第214号)				
静岡県文化財保護条例 (昭和36年条例第23号)				
静岡県環境基本条例 (平成8年条例第24号)				
市町風致地区条例				
市町土地利用指導要綱等				
その他				

様式第 3 号(第 10 条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

汚染土壌処理業許可事前協議措置報告書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあつては、その主たる事務所
の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表
者の氏名

審査指示に対して措置を講じたので、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第10条第5項の規定により、次のとおり報告します。

審査指示の通知	年 月 日付け	第 号
審査指示を受けた事項	審査指示に対する措置	

様式第4号(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

汚染土壌処理業許可事前協議書記載事項変更書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあつては、その主たる事務所
の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表
者の氏名

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第6条第1項の規定により 年 月 日付で提出した
事前協議書の記載事項を変更するので、同要綱第13条第1項の規定により、次のとおり提出
します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

様式第5号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

汚染土壌処理業許可申請取下げ届出書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第6条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した事前協議書に係る汚染土壌処理業許可の申請をしないこととしたので、同要綱第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

取下げ理由	
-------	--